岐

号 外 (--) 平 成二十七年 十 月 二

日

次

目

則

規

岐阜県住民基本台帳法施行細則等の一部を改正する規則

市 町

岐阜県住民基本台帳法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

規

則

_~;

村 課

平成二十七年十月二日

岐阜県知事

古

田

岐阜県規則第百十一号

岐阜県住民基本台帳法施行細則等の一部を改正する規則

(岐阜県住民基本台帳法施行細則の一部改正

第一条 岐阜県住民基本台帳法施行細則 (平成十四年岐阜県規則第九十八号) の一部を 次のように改正する。

同条第五項中「第三十条の三十八第二項」を「第三十条の三十三第二項」に改める。 第二条第一項中「第三十条の三十七第一項」を「第三十条の三十二第一項」に改め

五」に改める。 体情報システム機構」に改め、同条第四項中「第三十条の四十」を「第三十条の三十 に改め、同条第三項中「指定情報処理機関」を「法第三十条の二第一項の地方公共団 第三条第一項中「第三十条の四十の規定により」を「第三十条の三十五に規定する」

項及び法第三十四条の二第二項」を「第三十条の三十九第二項」に改め、「住民基本 を「住民基本台帳法第三十条の三十九第一項の規定による検査を行う検査員の証」に 台帳法第三十条の二十三第二項又は第三十四条の二第一項の検査を行う検査員の証 第四条の見出しを「(立入検査の証明書)」に改め、同条中「第三十条の二十三第三

改める。 第五条中「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に

毎週 (金曜日)

岐 阜

県

公 報

号 外

発行

平成二十七年十月二日

報

(2)

別記第四号様式中「※30※940」を「※30※935」に改める。 凤記第三号様式中「第30条の38第1項」を「第30条の33第1項」 凤記第一号隷式中「第30条の37第1項」 を 「第30条の32第1項」 に改める。 に改める。

別記第五号様式中「第30条の40の規定による訂正等申出」を「第30条の35に規定す

め町日郷の毎氏」に改める。

別記第六号様式中「※30※の40」を「※30※の35」に改める。

を行う検査員の証」や「住民基本台帳法第30条の39第1項の規定による検査を行う検 売記無七号様式中「住民基本台帳法第30条の23第2項又は第34条の2第1項の検査

(報告及び立入検査)

第30条の23

所に立ち入り、当該本人確認情報処理事務の実施の状況若し 正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情 その街の物件を検査させることができる。 その職員に、当該本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情 当該本人確認情報処理事務の実施の状況に関し必要な報

前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜 関係人の請求があつたときは、これを提示しなければな

られたものと解釈してはならない。

報処理事務の適

報処理機関に対

告を求め、又は

処理機関の事務

くは帳簿、書類

査のために認め らない。 す証明書を携帯

や通り、「第34条の2 都道府県知事は、第30条の43第4項」や「第

30**条の**39 都道府県知事は、前条第4項」以、「又は事業所」や「若しくは事業所」

(岐阜県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

に、「関係人に」を「関係人の請求があつたときは、これを」に改める。

第二条 岐阜県心身障害者扶養共済制度条例施行規則 (昭和四十五年岐阜県規則第四十 三号) の一部を次のように改正する。

確認情報 (同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。)」を **「に係る同項の都道府県知事保存本人確認情報 (以下「都道府県知事保存本人確認情** 第四条第一項中「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項」に、「の本人

本人確認情報」を「に係る都道府県知事保存本人確認情報」に改める。 第十条の三第一項中「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項」 に、「の 報」という。)」に改める。

第十二条第四項中「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項」 ŕ 「の本

人確認情報」を「に係る都道府県知事保存本人確認情報」に改める。 別記第一号様式中「第30条の8第1項」を「第30条の15第1項」に、 「の本人確認

本人確認情報」を「に係る同項の都道府県知事保存本人確認情報」に改める 別記第二十一号様式の二中「第30条の8第1項」を「第30条の15第1項」 ĺĆ

情報」を「に係る同項の都道府県均事保存本人確認情報」に改める。

別記第二十四号様式中「第30条の8第1項」を「第30条の15第1項」に、 「の本人

確認情報」を「に係る同項の都道府県知事保存本人確認情報」に改める。 確認情報」を「に係る同項の都道府県知事保存本人確認情報」に改める。 別記第二十七号様式中「第30条の8第1項」を「第30条の15第1項」に、 「の本人

(岐阜県宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

次のように改正する。 岐阜県宅地建物取引業法施行細則 (昭和五十三年岐阜県規則第十号) の一部を

認情報処理事務を同項に規定する指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつ 県知事(都道府県知事が同法第三十条の十第一項の規定により同項に規定する本人確 第十四条中「第三十条の七第五項」を「第三十条の十一第一項」に、「他の都道府 指定情報処理機関)」を「同法第三十条の二第一項の地方公共団体情報システ に改め、「者」の下に、「 (以下「申請者」という。)」を加え、「本人確認情 「同法第三十条の十一第一項の機構保存本人確認情報の」に、 「第三十条の

号

同項の都道府県知事保存本人確認情報」に改める。 八第一項」を「第三十条の十五第一項」に、「当該本人確認情報」を「申請者に係る

(岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正

規則第七十二号)の一部を次のように改正する。 岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年岐阜県

知事保存本人確認情報」という。)」に改める。 う。以下同じ。)」を「に係る同項の都道府県知事保存本人確認情報 (以下「都道府県 一項」に、「の本人確認情報(同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をい 第二条第三項中「の各号」を削り、「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第

に改める。 条の十五第一項」に、「の本人確認情報」を「に係る都道府県知事保存本人確認情報」 第五条第三項中「一に」を「いずれかに」に、「第三十条の八第一項」を「第三十

附

(施行期日)

1 (岐阜県住民基本台帳法施行細則の一部改正に伴う経過措置) この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。

2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の岐阜県住民基本台帳法施行細 則の規定により作成されている用紙 (以下この項において「旧用紙」という。) があ らず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。 る場合は、同条の規定による改正後の岐阜県住民基本台帳法施行細則の規定にかかわ

岐

(岐阜県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。 いう。) がある場合は、同条の規定による改正後の岐阜県心身障害者扶養共済制度条 **度条例施行規則の規定により作成されている用紙 (以下この項において「旧用紙」と** この規則の施行の際現に第二条の規定による改正前の岐阜県心身障害者扶養共済制